

2024 年 10 月 24 日
一般社団法人日本溶接協会
工業会証明書発行担当

**「中小企業等経営強化法」に基づく工業会証明書
事前申請手続のご案内**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より格別のご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、当協会での証明書発行対象となる設備に関して、団体会員にご加入いただいている企業の皆様からの事前確認を受け付けております。事前確認をご希望の場合、次ページのご案内に記載の申請書類をメールにてお送りくださいますようお願い申し上げます。手続の流れについても記載しておりますので、あわせてご確認いただければ幸いです。何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

<（一社）日本溶接協会 工業会証明書 事前申請手続のご案内>

1. 事前申請に必要な書類

- ① 事前申請設備一覧
- ② （様式 2）チェックリスト※通常の個別申請時と同形式
- ③ 以下 4 点を確認できる根拠資料※

- a) 当該モデル販売開始年＋月
- b) 当該モデル指標数値
- c) 一代前モデル販売開始年
- d) 一代前モデル指標数値

※仕様書、カタログ、見積書その他の顧客向け発行資料をご提出ください。顧客名や金額等は資料が特定できる範囲でマスクいただいてもかまいません。

2. 事前申請手続の流れ

- ① 「1. 事前申請に必要な書類」すべてをメールにて送付
- ② 協会で内容確認後、返信（修正点や不明点がある場合は確認を依頼）
内容確認完了時に「事前申請証明書」を添付する

※以降、ユーザ企業からの発行希望があった際、（様式 1）、（様式 2）、根拠資料（省略可）をメールでご提出ください。

3. 事前申請に関するご留意事項

- ① 個別の証明書を発行申請いただいた際、（様式 1）証明書記載の「設備の名称」および「設備型式」と事前申請証明書を照合し、事前申請承認済の設備かどうかを判断します。（様式 1）証明書の上記項目は、「事前申請証明書」に記載されている設備名称と同一内容としてください。
- ② 証明書発行申請手続において、事前申請は必須ではありません。直接証明書発行申請をされる場合は、当協会 HP の申請案内ページにしたがって手続をお願い致します。

以上